

伴走支援型特別保証

- ・国による保証料率 0.25% から 0.95% の補助があります。
- ・要件を満たすことで経営者保証免除が可能です。
- ・最大 5 年の元金据置が可能です。
- ・制度の概要は次のとおりです。

利用できる方	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業の方 1. 中小企業信用保険法（以下、「保険法」という。）第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること 2. 保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定（売上高等減少率が 15% 以上のものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること ① 売上高等減少率が 15% 以上であること ② 売上高等減少率が 15% 未満のものにあっては、最近 1 か月間に対応する前年同月の売上高が令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15% 以上減少していること 3. 次のいずれかに該当すること ① 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 15% 以上減少していること ② 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5% 以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和 2 年 1 月 29 日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して 15% 以上減少していること
保証限度額	6,000 万円（当協会及び他の保証協会における利用額との合計金額とします。）
貸付金利	金融機関所定利率
保証期間	運転資金：10 年以内 設備資金：10 年以内 （据置 5 年以内を含む。）
信用保証料率	利用できる方 1 又は 2 に該当する方：0.2%（国が 0.65% 又は 0.85% 補助） 利用できる方 3 に該当する方：0.2%～1.15%
取扱期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日当協会申込受付分まで
申込先	約定締結金融機関

また、川崎市融資制度である川崎市コロナ対応伴走支援型経営改善資金は、融資利率が年 0.9%～1.6%以内でご利用いただけます。